

CFO Letter

日本にふさわしい 会計基準の開発に向けて

(株)三菱東京UFJ銀行
常務執行役員

おやまだ たかし
小山田 隆



はじめに

2008年のリーマン・ショックに端を発する世界的な金融危機に対する反省から、現在、金融界は国際的な金融規制強化への取り組みを本格化させている。後述する「バーゼルⅢ」自己資本比率規制が国際合意に基づいて確立され、段階的に新規制を導入して2019年に完全適用となる。高い規制水準の達成に向け、金融界は資本増強や利益強化により財務基盤を一層強固なものとするのが重要な経営課題となっている。

その起点となった2009年4月のG20ロンドン・サミットにおいて、グローバルな金融システムの安定化と金融機関の経営健全化を実現するため、金融監督及び規制強化の方針が採択された。具体的施策として、第一に「銀行の資本の質と量、国際的整合性の改善」、第二に「評価・引当基準の改善、及び単一の質の高いグローバルな会計基準の実現」が謳われた。

金融規制強化の実現に向けた 国際的な取り組み

金融規制強化のための第一の施策として、バーゼル銀行監督委員会は「バーゼルⅢ」という新たな自己資本比率規制を導入することを決定した。国際的に業務活動を行う金融機関を中心に、共通の定量的規制をより厳しい水準に設定するもので、自己資本の質と量の両面の充実を求める点が主な特徴となっている。

また、非常時における金融システムの混乱を回避するため、個々の金融機関において自らが経営危機に陥った場合の再建計画をあらかじめ策定することも新たに求められることになった。

第二の施策は、国際的に統一された会計制度、国際財務報告基準(IFRS)の改善とその導入の加速に向けた取り組みである。G20は、国際会計基準審議会(IASB)に対して、金融危機時に問題視された以下2点の会計上の課題の解決を要請した。

- ① 金融商品会計基準の簡素化
～公正価値(時価)の適用拡大による透明性向上
- ② 金融商品の評価基準の改善

～公正価値の適用が誘発するプロシクリ
カリティ（景気循環に伴うマクロ経済
の振幅）の抑制

金融機関の財務基盤強化につながるよう
IFRSの基準改善を実施し、その導入を加速さ
せることによって、金融機関の自己資本、及び
財務状態を均質に比較評価することを可能とす
る。その結果、国際的な金融規制による効果の
向上に貢献すると期待される。

IASBは、これらの課題解決を、金融商品会
計基準を定めたIAS第39号の改善によって実
現すると同時に、IFRSをグローバルな統一会
計基準とするべく、米国財務会計基準審議会
(FASB)と共同で基準開発に取り組んでいる。

IFRS 基準開発への参画

2010年より日本でもIFRSの任意適用が容
認され、現在まで5社が既にIFRSを適用し、
今後適用予定の企業も増えつつある。

IASBは日本におけるIFRSアドプションを
強く意識して、議長・理事・スタッフが来日さ
れ、多くの意見交換の機会を積極的に設けると
ともに、国内では企業会計基準委員会
(ASBJ)が中心となって、公開草案やコメン
ト募集等に対して日本経済団体連合会や各種業
界団体から意見集約を行っていただいている。
我々金融機関も今まで以上に、IFRS並びに我
が国の会計基準の改善に向けた作業に携わる機
会を得ることができた。

金融機関は、自らの財務諸表を作成する立場
であると同時に、数多くのお取引先の財務諸表
の利用者でもある。その両方の視点を活かして、
国際的な会計基準のあるべき姿を検討すると
同時に、コンバージェンス、あるいは基準改
善を通じた我が国の会計基準のグローバル化を
検討していくことが必要と認識している。特に

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」のよ
うな金融機関の主要な業務に影響を及ぼす会計
基準の改善にあたっては、金融庁をはじめとす
る監督当局、ASBJ、財務会計基準機構とも緊
密に意見交換しながら、IASBに対して要望事
項を発信していくことが重要と考えている。

こうした意識を持って、我々も微力ながら、
関係者の皆様方とともに、複数の基準開発の案
件に携わらせていただいた。直接的・間接的に
IASBと行った印象的な議論を幾つか紹介した
い。

<金融資産及び金融負債の分類と測定 (Classi- fication and Measurement)>

IAS第39号の改善プロジェクトにおける第
1フェーズ「金融資産及び金融負債の分類と測
定」において、IASBは、G20から要請された
改善課題の1つである「金融商品会計基準の簡
素化～公正価値の適用拡大による透明性向上」
を追求し、財務諸表利用者にわかりやすい
会計基準の実現に取り組んできた。その検討過
程においては「国債は当期純利益を通じて公正
価値で測定(P/L計上)する」という、現行会
計処理からの重大な変更も含まれていた。

日本の財政にとって、国債の発行と消化は非
常に重要な課題である。邦銀は日本国債の主たる
保有者であり、伝統的に中長期の安定的な利
鞘確保を目指すビジネスモデルを有するが、
IASBの改善案は邦銀の投資実態を財務諸表に
表現する上で適切とは言い難いものであった。
当時、IASBに対して、ASBJや監督当局など
とも連携しながら、邦銀界から国債保有の実態
と具体的な見直し要望を繰り返し説明した。改
善案の修正を国内関係者が一体となって働きか
けた結果、IASBは現在のビジネスモデル要件
とキャッシュフロー要件に基づいて金融商品を
分類・測定する基準内容に修正することを決定
した。

「分類と測定」におけるもう1つの問題点は、株式に関するOCIオプションの付与（原則時価評価の上、評価損益をP/L計上。任意選択により「その他包括利益」計上を容認。）に伴う株式配当金の取扱いであった。いったんOCIに計上した評価損益は、それ以降P/Lには計上しない（「ノン・リサイクリング」とするIASBの提案に対して、株式配当金についてはP/L計上すべきと日本の関係者が一丸となって主張した。株式保有のための資金調達コストが費用計上されることから、それに見合う投資収益としての配当金を期間利益に計上する処理が採算性をより適切に表現すると考えられるためである。この日本側の主張がIASBに認められ、現在のIFRS第9号となった。

これらの事例を通じて、日本特有の商慣行に適した会計基準を実現するためには、関係者の英知を結集し（日本と類似取引のある他国関係者の意見も得て）、具体的な基準内容を提案することによって、IASBにも十分な理解を促すことが重要であると感じた。

<金融資産の減損（Impairment）>

IAS第39号の改善プロジェクトの第2フェーズは「減損／貸倒損失」である。IASBは「金融商品の評価基準の改善～公正価値の適用が誘発するプロシクリカリティの抑制」を達成するために、将来の信用悪化に伴う利得の毀損を予測し、経済動向に影響されない早期の損失手当を行うための「予想キャッシュフロー・モデル（Expected Cash Flow model）」という減損手法を提案した。ただし、IASBの提案モデルは、金融債権1明細単位毎に将来期日までの予想損失額を每期見積り、その予想損失額の変動をP/L処理することを要請するものであり、実務的な運用が非常に困難と考えられた。

IASBは、公開草案に対する各国金融機関等からの反対意見を受け止め、減損モデルを再考

するための専門家諮問会合（Expert Advisory Panel）を設置した。EAPメンバーには、我が国からの2名（監査法人から1名、邦銀から1名）を含む計19名の専門家が世界中から選ばれ、半年間で計6回にわたる活発な議論を実施した。その議論を通して、IASBとの間で、金融機関における信用リスク管理の実務と統合的な会計モデルとすることの必要性が共通理解となり、その後の見直し検討が進むきっかけを作ることができた。世界各地域からの代表者たちが個別の利害を越えて、「単一の高品質なグローバル会計基準」を目指して一体感を持って議論を尽くしたことによる成果であった。

IASBと金融実務の専門家が共通の目的の達成に向け、建設的で有益な協議を行うことができた事例であった。

IASBは現在、再公開草案の早期公表に向けて、金融機関の信用リスク管理とも統合的な3-bucket approachによる減損モデル（金融債権を信用リスクに応じて3つに区分し、リスク特性に応じて将来の予想損失を算定するもの）に関して審議を継続中である。このモデルは過去に邦銀がIASBに提案した日本の貸倒損失処理手法に近いものと評価しており、この内容で最終基準が具体化することを期待している。

<財務諸表表示（Presentation of Financial Statements）>

投資家にとって重要な財務諸表の1つである「キャッシュフロー計算書」を直接法（資金の出入りを全てグロス表示する方法）によって作成することもIASBで審議された（現在、この改善プロジェクトは休止となっている）。IASBが公表した論点整理に対し、直接法を用いて詳細化されるキャッシュフロー情報の有用性が十分に検証されないままに、過大な作成負担を強いられる懸念を抱いた財務諸表作成者が、業種や国・地域を問わず、反対の声を上げた。

国内においては、ASBJ が主導的役割を担い、財務諸表利用者である投資家やアナリスト等の皆様と財務諸表作成者である各業界団体や企業からの様々な意見を集約した結果として、「慎重に対応すべき」との意見書をまとめ、IASB へ提出いただいた。

会計基準の開発において「財務諸表利用者に対する情報提供の充実」を重視する思想は必要であるが、財務諸表作成者、及び利用者の双方のニーズを充足する基準こそ会計基準設定機構にとっても望ましいものであると考えられ、IASB は寄せられた多様な意見を受け入れ、再考を決定したものと推察される。

最後に／日本にふさわしい 会計基準を目指して

これまで、ASBJ を中心に、国内の各関係者の皆様のご協力を得ながら、IFRS が我が国にとってふさわしい会計基準となるよう、IASB に働きかけを行ってきた。「単一の質の高いグローバルな会計基準の実現」に向け、我が国においても IFRS の重要性は着実に高まっていく状況にあり、IASB による会計基準の開発に際して我々も積極的に参画していくことが必要である。そして基準開発においては、会計基準設定機構（IASB・ASBJ）、財務諸表利用者（投資家・アナリスト等）、及び財務諸表作成者（企業）の各々の視点から、バランスの取れた議論を尽くすことが重要と考えている。

IASB は現在、IAS 第 39 号のほか、リース、

収益認識、保険契約、投資会社の連結処理などの改善検討を進めている。また、IASB が将来の戦略的な会計基準開発を行うための今後 3 年間の検討計画（アジェンダ・コンサルテーション）についても審議予定となっている。

一方、国内では、昨年 6 月より、金融庁諮問会議である企業会計審議会において、強制適用を含む IFRS に対する取り組みの方向性に関する議論がスタートした。同審議会では、適用対象企業の範囲、日本の国益に資する会計基準のあり方、及び IASB に対する日本の発言力の確保など、広範な課題に関して活発な議論がなされている。

日本にふさわしく、かつ円滑に受け入れられる会計基準を作り上げていくという重要なミッションに対し、その一翼を担う身として引き続き努力していく所存である。そのためにも会計のグローバル化に貢献できるプロフェッショナル人材を育成していくなど、前向きに取り組んで参りたい。

IASB との交流を深める中で、IASB 理事やスタッフ、及び ASBJ の各委員の皆様方の真摯な取り組み姿勢、幅広い知識と的確な判断力、並びによりよい会計基準の開発に対する熱意などが私の印象に深く残っている。この機会をお借りし、これまでの多大なるご支援に心から感謝申し上げたい。

（注）筆者は、平成 24 年 5 月 15 日より、営業本部を所管する常務執行役員に就任。